

# 吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1  
TEL (06) 63833-2211  
FAX (06) 63821-8160  
http://www.suita-minsyou.com  
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の  
昼2時・夜7時  
なんでも相談会

## 広島高裁が丁寧な審理を放棄

### 裁判所はどくを向いて裁判しているのか

吹田民商常務理事 西尾 栄一

10月5日午前11時から「倉敷民商弾圧事件小原・須増裁判」の控訴審第一回公判が広島高等裁判所岡山支部で行われました。大阪から51名（吹田民商から工藤会長、竹田副会長、西尾常務理事）が参加しました。傍聴席はこの日も満杯で100名を超える支援者の皆さんが傍聴できず会場外で待機しました。

この日の控訴審の焦点は2つありました。第1は、裁判所は8万字に及ぶ弁護人による控訴趣意書の陳述を30分以内で終えるように要求していたそうです。これには7名の弁護人が手分けして約1時間にわたって陳述を行い、裁判所の言い分を退けつつも常識的な対応をとられました。商工新聞には一部掲載されましたが、私はもつと時間をかけていただいてもよかったのではないかと思います。他の傍聴人にも賛同する方々がいるのではないかと思います。第2の焦点は、裁判所が、弁護団が求める証拠調べの請求を認めて2回目以降の審理を行うかどうかでした。弁護団は、①被告人尋問 ②（申告書作成のための）パソコン入力の実演 ③ 被告人が担当している会員の証言 ④ この事件関係で取り調べを受けた会員の証言の4点を求めました。ところが、裁判所はこの請求を認めず、12月7日に判決を言い渡すことを明らかにしました。これに対しては、驚いた傍聴席から、即座に、厳しい抗議の声が挙がりました。裁判後の集会で須増さんは「（人定）質問くらいはしてくれないかと思っていた」と語っていました。当たり前の要求です。結局、裁判の当事者である小原さん、須増さんが登場できたのは、冒頭に、裁判長から「被告人に対する人定質問」で、①氏名 ②生年月日 ③住所 ④本籍 ⑤職業を質問されて答えただけでした。今後、裁判所は、小原さんや須増さんの声も、弁護人や検察官の声も、証人等の声も聞かないで1審の記録や提出された文書のみで判断して判決文を書くこととなります。

三審制の日本の裁判制度でなぜこのようなことが起きるのでしょいか。それには国民の人権を守ることよりも「裁判を迅速に進める」ことを口実にした「司法改革」が背景にありました。控訴審の審理・判決を行う際、刑事訴訟法では「事後審」（原審に表れた証拠だけで原審判決を認定の可否を審査し、原則として新証拠の提出を許さない）を原則としながらも、控訴審での新証拠を認める「例外規定」を置いています。そのため、従来の控訴審では、事後審に「続審」（新証拠の提出を許す）を加味した形態で、証拠調べを実施する運用がされていたそうです。ところが、「迅速裁判」を第一義におく「司法改革」が進み、とくに「裁判員制度」を突破口にして、事後審の原則に極端に徹するようになったとのことでした。その背後に最高裁による官僚的統制があることを見ておかなければなり

ません。（倉敷民商を支える会の資料を参照）

この裁判所の不当な判断に対して、弁護団はすぐに「裁判官の忌避申立て」を行いました。裁判官はこれを「簡易却下」しました。そのため、弁護団は「異議申し立て」を行う旨を表明しました。裁判官が閉廷を宣告してからも傍聴人の怒りはおさまらず、到る所で抗議の声が挙がりまし、退廷途中の裁判官は暫し立ち止まり戸惑いの表情を見せていたのが印象的でした。

### 全国から18都道府県226名が支援に参加 倉敷民商弾圧事件を「私」の運動にまで高めよう

控訴審終了後、弁護士会館で「倉敷民商弾圧事件の勝利をめざす全国決起集会」が開催されました。会場はあふれるほどの満杯でした。北は北海道、南は鹿児島まで、全国18都道府県から226名もの方々が参加した熱気ある集会となりました。冒頭、国民救援会副会長の本藤修氏がこの事件の本質を①現在の情勢から見た倉敷民商事件（戦争法、戦費調達、消費税、マイナンバー、愛国教育、国民監視）②税金の歴史から見た倉敷民商事件（申告納税制度、取締り法規としての税理士法、三者協定、民商排除）③弾圧事件から見た倉敷民商事件（政治弾圧や思想弾圧の歴史的な経過、言論・集会・結社の抑圧の共通点）から説明しました。そして、この日の控訴審のように訴訟指揮の偏りに対しては、法定外の運動が不可欠であると強調しました。この事件の事実を多くの方々と共に共有化すること、人の心に感情的にも文化的にも工夫して灯をともしること、そして、何よりも「戦争法」の闘いに学び「私」に主語をおく運動として構築することの重要性を語りました。その後、弁護団からの報告がありました。鶴見弁護士は、裁判官が官僚、国の代理人になっている状況を説明。そんな最高裁であっても、署名・押印されている文書は「自分の文書」として認めていることを報告しました。その後、各地の支援する会から代表が決意表明して終了しました。ようやく、全国で闘いの基盤ができています。禰屋さん、小原さん、須増さん、そして、倉敷民商の皆さんの揺らがぬ団結に添えて、大阪でも、吹田でも大きな世論になるように今後とも力を尽くすことを決意して帰ってきました。



お買い物は地元市場商店街で。商工業者の繁栄は市民とともい！